

報道関係機関 各位

平成27年 2月 3日
高知労働局労働基準部監督課
課 長 中 井 裕 司
主任監察監督官 上 谷 祐 次
電 話 番 号 088-885-6022

平成26年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果

～ 四国全域で191事業場へ重点監督、約半数の93事業場で違法な残業を摘発 ～

厚生労働省及び各労働局では、平成26年11月に「過重労働解消キャンペーン」として、労使団体への協力要請や重点的な監督指導などの全国的な対応を行ってまいりましたが、今般、四国地区（徳島、香川、愛媛、高知の各労働局）における期間中の重点監督等の実施結果について取りまとめましたので、お知らせします。

今回の重点監督の結果、違反・問題等が認められた事業場に対しては、是正勧告書等を交付し、是正・改善に向けた指導を行いました。

各労働局・労働基準監督署では、今後も、是正をしていない事業場に対する確認を行い、応じない場合は送検も視野に入れて対応するなど、引き続き監督指導を徹底してまいります。

なお、全国の集計結果については、1月27日の厚生労働省発表資料をご覧ください。

1 「過重労働重点監督」の結果

平成26年11月の「過重労働解消キャンペーン」の取組の一つとして、若者の「使い捨て」が疑われる企業や、長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場などに対して重点的に監督指導を実施しました。そのポイントは次のとおりです。詳細は別添資料をご覧ください。

【重点監督の結果のポイント】

(1) 重点監督の実施事業場数 191事業場（四国内4労働局の合計）

（32事業場（高知労働局管内の合計））

このうち165事業場（86.4%）で労働基準関係法令違反あり。

（高知労働局管内においては、21事業場（全体の65.6%））

(2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり是正勧告書を交付した事業場]

違法な時間外労働があったもの 93事業場（48.7%）

（高知局管内においては、8事業場（25.0%））

うち、時間外労働¹の実績が最も長い労働者の時間数が

月100時間を超えるもの : 19事業場（20.4%）

（高知局管内においては、1事業場（12.5%））

うち月 150 時間を超えるもの：4 事業場（4.3%）
（高知局管内においては、0 事業場）

うち月 200 時間を超えるもの：2 事業場（2.2%）
（高知局管内においては、0 事業場）

賃金不払残業があったもの 64 事業場（33.5%）
（高知局管内においては、6 事業場（18.8%））

過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの 1 事業場（0.5%）
（高知局管内においては、0 事業場）

- (3) 主な健康障害防止に係る指導状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
- 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの 101 事業場（52.9%）
（高知局管内においては、14 事業場（43.8%））
 - うち、時間外労働を月 80 時間²以内に削減するよう指導したもの：48 事業場（47.5%）
（高知局管内においては、5 事業場（35.7%））
 - 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの 57 事業場（29.8%）
（高知局管内においては、8 事業場（25.0%））

1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

2 脳・心臓疾患の発症前 1 か月間におおむね 100 時間または発症前 2 か月間ないし 6 か月間にわたって、1 か月当たりおおむね 80 時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

2 過重労働解消相談ダイヤル（無料電話相談）の実施結果

平成 26 年 11 月 1 日（土）に全国で実施された無料電話相談のうち、四国地区の実施結果の概要は以下のとおりです。

相談件数 11 件（全国 280 件）

主な相談内容（複数回答）

- (1) 長時間労働・過重労働 2 件（全国 178 件）
- (2) 賃金不払残業 2 件（全国 147 件）

3 高知労働局の今後の取組

高知労働局においては、以下の取組を継続して実施していくこととしています。

11 月の「過重労働解消キャンペーン」期間後も引き続き、長時間労働削減の徹底に向けた監督指導を的確に実施し、是正・改善に向けた指導を行います。また、是正をしていない事業場に対する確認を行い、応じない場合は送検も視野に入れて対応するなど、監督指導を行います。

併せて、「高知労働局働き方改革推進本部」を設置し（平成 27 年 1 月 20 日）、長時間労働などを一律に求める従来の雇用管理を見直し、効率的な働き方を進める「働き方改革」を推進するため、県内の気運の醸成を図るとともに、労働局幹部が企業トップに対し、働き方の見直しを直接働きかけるなどの取組を行います（平成 27 年 1 月 29 日発表）。

(参考：過重労働解消キャンペーン実施等の経緯)

「日本再興戦略」改訂 2014 (平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)において、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれ、平成 26 年 6 月に「過労死等防止対策推進法」が成立するなど、長時間労働対策の強化は政府の喫緊かつ重要な課題の一つとなっています。

このため、厚生労働省では、厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を立ち上げ(平成 26 年 9 月 30 日)、

長時間労働削減の徹底に向けた重点監督の実施等

働き方改革・休暇取得の促進に向けた企業への働きかけ等の取組を行っているところです。

4 相談・情報提供の窓口

相談窓口(高知県下の各労働基準監督署の所在地)

名称・所在地		電話番号
高知労働基準監督署	高知市南金田 1 - 3 9 1 階	088 - 885 - 6031
須崎労働基準監督署	須崎市緑町 7 - 1 1	0889 - 42 - 1866
四万十労働基準監督署	四万十市右山五月町 3 - 1 2 中村地方合同庁舎 3 階	0880 - 35 - 3148
安芸労働基準監督署	安芸市矢ノ丸 2 - 1 - 6 安芸地方合同庁舎 1 階	0887 - 35 - 2128

相談の受付時間について

土日、祝日、年末年始を除き、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

労働条件相談ほっとライン

フリーダイヤル 0120 - 811 - 610 (はい! ろうどう)

- ・ 開設期間：平成 26 年 9 月 1 日(月)～平成 27 年 3 月 31 日(火)
- ・ 受付時間：平日(月・火・木・金)17 時～22 時 /土日 10 時～17 時

ポータルサイト「確かめよう 労働条件」

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp>

- ・ 労働者向け、事業主向け、学生・生徒向けなどに分類して、労働条件や労務管理に関するよくある質問と解説や裁判例などを掲載

労働基準関係情報メール窓口

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki jun/mail_madoguchi.html